

◎児童福祉法の一部を改正する法律案新旧対照表

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第一節～第六節 [略]

第七節 保育士等（第十八条の四—第十八条の三十）

第二章～第八章 [略]

附則

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第一節～第六節 [略]

第七節 保育士（第十八条の四—第十八条の二十四）

第二章～第八章 [略]

附則

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第一節～第六節 [略]

第七節 保育士等（第十八条の四—第十八条の三十）

第二章～第八章 [略]

附則

第七節 保育士等

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

一～五 [略]

六 第十八条の二十九において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第七節 保育士

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

一～五 [略]

[新設]

第十八条の二十五 この法律で、登録保育従事者とは、次条第一項の登録を受け、登録保育従事者の名称を用いて、児童の保育を行うこ

[新設]

とを業とする者をいう。

第十八条の二十六 登録保育従事者の登録は、都道府県知事が、その実施する保育所において保育を行うために必要な基礎的知識及び技能に関する研修を修了した者について、都道府県に備える登録保育従事者登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める項目を記載してするものとする。

(2) 都道府県知事は、前項の登録をしたときは、申請者に同項に規定する事項を記載した登録保育従事者登録証を交付する。

第十八条の二十七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第十八条の二十九において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を

〔新設〕

取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

六　国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第十八条の二十八　登録保育従事者でない者は、登録保育従事者又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第十八条の二十九　第十八条の十九から第十八条の二十二までの規定は、登録保育従事者について準用する。この場合において、第十八条の十九第一項第一号中「第十八条の五各号」とあるのは「第十八条の二十七各号」と、同条第二項中「第十八条の二十一」とあるのは「第十八条の二十九において準用する第十八条の二十一」と読み替えるものとする。

第十八条の三十　この法律に定めるもののほか、登録保育従事者の登録その他登録保育従事者に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

〔新設〕

〔新設〕

第六十一条の二 第十八条の二十二（第十八条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の二 第十八条の二十二（第十八条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

②　〔略〕

第六十一条の二 第十八条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 「略」

二 第十八条の二十三又は第十八条の二十八の規定に違反した者
二の二 第十八条の二十九において準用する第十八条の十九第二項の規定により登録保育従事者の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、登録保育従事者の名称を使用したもの

三〇七 「略」

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 「略」

二 第十八条の二十三の規定に違反した者
〔新設〕

三〇七 「略」

改 正 案	現 行
（児童福祉法等の特例）	（児童福祉法等の特例）
<p>第十二条の四　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士（次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。）の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の四から第十八条の二十四まで及び第四十八条の四第二項の規定を適用せず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。</p>	<p>第十二条の四　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士（次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。）の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第一章第七節及び第四十八条の四第二項の規定を適用せず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。</p>
<p>2・3　〔略〕</p> <p>4　次の各号のいづれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。</p> <p>一～五　〔略〕</p> <p>六　児童福祉法第十八条の二十九において準用する同法第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、</p>	<p>2・3　〔略〕</p> <p>4　次の各号のいづれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。</p> <p>一～五　〔新設〕</p>

その取消しの日から起算して二年を経過しない者

5
5
7
〔略〕

8 児童福祉法第十八条の八第三項及び第四項、第十八条の九から第十八条の二十二まで、第十八条の二十四並びに第四十八条の四第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔表略〕

9
9
19
〔略〕

8 児童福祉法第一章第七節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第四十八条の四第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔表略〕

9
9
19
〔略〕